

## 兵庫県立大学教員の懲戒処分について

本日（3月5日）、本学教員に対して、次のとおり懲戒処分を行いました。

### 1 処分の内容

被処分者	処分	処分理由
工学研究科 助教 男性	停職3月	被処分者は、工学部に所属する女子学生に対し、実験レポートの提出にあたって、個室の扉を閉めた状態で1対1の面談を4回実施し、面談の最中に学生の意に反して、身体的接触を繰り返した。また、同面談の最中に、性的なイメージを連想させるという認識がありながら、当該女子学生に対して不適切な図書を見せた。 これらの行為は、公立大学法人兵庫県立大学就業規程第33条に違反するハラスメント行為であり、第39条第1項第6号「素行不良で法人の秩序又は風紀を乱したとき」、第8号「法令及び法人の規程に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき」及び第5号「法人の名誉又は信用を著しく傷つけたとき」に該当する行為であるため。

### 2 事案の概要

被害女子学生から、キャンパスの保健室に、今回の被処分者にあたる教員から、1対1の面談指導を4回にわたり受けた際、セクシュアル・ハラスメントを受けたとの訴えがあった。

このことを受け、関係者から事情聴取を行い、調査を行った結果、上記処分理由に記載する事実が確認された。

### 3 五百旗頭 真 理事長のコメント

本学の教員が今回のようなハラスメント行為を行ったことは、誠に遺憾です。

今後、このような不祥事が起こらないよう、ハラスメントの防止に努め、教育研究環境の一層の改善に力を尽くす所存です。